

広島県病院経営外部評価委員会

【令和4年度 第1回】

資料1

会議次第

日時： 令和4年8月18日(木)17時～ 19時
形式： ハイブリッド形式
(集合形式(※)及びオンライン形式の併用)
※ 場所： 広島県庁北館2階第1会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 新規役員の選任
- 4 令和4年度外部評価委員会の進め方について
- 5 【議題】
 - (1) 令和3年度経営計画の取組状況について
 - (2) 令和4年度経営計画のモニタリングについて
- 6 その他

【資料一覧】

- ・資料1 会議次第, 令和4年度外部評価委員会の進め方
- ・資料2-1 令和3年度経営計画の取組状況 (広島病院)
- ・資料2-2 令和3年度経営計画の取組状況 (安芸津病院)
- ・資料2-3 (参考資料)各種指標の推移
- ・資料3 令和4年度経営計画の重点指標モニタリング



広島県病院経営外部評価委員会 委員名簿

令和4年7月末現在

氏名 (敬称略)	職名	備考
(おおげ ひろき) 大毛 宏喜	広島大学病院 副病院長(経費改善担当)	
(きくら よしゆき) 木倉 敬之	全国健康保険協会 理事	
(たかはし きよこ) 高橋 清子	株式会社中国新聞社 編集局 論説委員室 論説委員	新任
(たにだ かずひき) 谷田 一久	東京都立大学 客員教授	
(なかにし としお) 中西 敏夫	一般社団法人広島県医師会 常任理事	
(ひらたに ゆうこ) 平谷 優子	ひかり総合法律事務所 弁護士	
(わだ よりとも) 和田 頼知	和田公認会計士事務所 所長	

3 新規役員の選任（令和4～5年度）

- ✓ 委員の任期は、二年とし、委員は、再任されることができる。
（広島県病院事業の設置等に関する条例第5条の2第4項及び第5項）
- ✓ 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
（広島県病院経営外部評価委員会運営要綱第4条第2項）

広島県病院事業の設置等に関する条例(抄)

広島県病院経営外部評価委員会運営要綱(抄)

広島県病院事業の設置等に関する条例(抄)

(広島県病院経営外部評価委員会)

第五条の二 前条に定めるもののほか、病院事業管理者の諮問に応じ、県立病院の経営に関する重要事項について調査審議するため、広島県病院経営外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、医療又は病院経営等に関し識見を有する者のうちから、病院事業管理者が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

※追加[平成二六年条例一六号]

広島県病院経営外部評価委員会運営要綱(抄)

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年広島県条例第54号)第5条の2第6項に基づき、同条第1項に規定する広島県病院経営外部評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、必要な助言・提言を行う。
- (1) 広島県病院事業経営計画の見直し又は策定に関すること
 - (2) 県立病院の取組の検証及び評価に関すること
 - (3) 県立病院の経営改善、医療サービスの向上等に関すること
 - (4) その他病院事業管理者が必要と認める事項

(専門部会の設置)

第3条 委員会は、前条の事項に係る調査審議のため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
 - 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 病院事業管理者は、会議に出席し、意見を述べることができる。
 - 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
 - 5 会議は、原則として公開とし、審議の概要は、公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、委員会が会議の一部又は全部を公開しない旨を出席委員の過半数により決定したときは、この限りではない。
 - (1) 広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)第10条に規定する不開示情報が含まれる事項について審議を行う場合
 - (2) 公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院事業局県立病院課において処理する。

4 令和4年度外部評価委員会の進め方

- ① 外部評価委員会のスケジュール
- ② 経営計画の取組状況の評価方法について
- ③ 参考資料: 令和2年度経営計画の取組状況に係る外部評価委員会での評価(抜粋)

①外部評価委員会のスケジュール(令和4年度)

《今回》

令和4年度

検討課題

時期

第1回

第2回

第3回
(12~1月予定)

第4回
(3月予定)

(日時:8月18日(木)17時~19時
形式(場所):ハイブリッド形式(広島県庁))

(日時:11月15日(火)17時30分~19時30分
形式(場所):ハイブリッド形式(広島県庁))

1 点検・評価(経営計画)

○

◇

(R3取組の検証, 評価, 公表)

(病) R3取組状況・自己評価
⇒(委) 委員意見, 持ち帰り
評価

(病) 委員評価・意見資料
⇒(委) R3評価取りまとめ
【評価報告書】
(12月末公表予定)

2 意見・提言

○

○

○

○

(医療機能の強化
・人材育成機能の維持
・患者満足度の向上
・経営基盤の強化
など)

(病)・R4第1四半期取組状況
<重点指標モニタリング>
⇒(委) 委員意見

(病)・R4上半期の取組状況
<重点指標モニタリング>
・次期経営計画骨子
⇒(委) 委員意見

(病)・R4取組状況等
・次期経営計画素案
⇒(委) 委員意見

(病)・R4取組状況等
・次期経営計画
最終案
⇒(委) 委員意見

(委) 随時提言

- ・各病院が令和4年度に取り組むべき方向性
- ・病院機能の充実強化策, サービス向上策, 経営効率化など

○意見・提案・資料要求

◇委員会アウトプット(取りまとめ)

②経営計画の取組状況の評価方法について(令和2年度の取組状況)

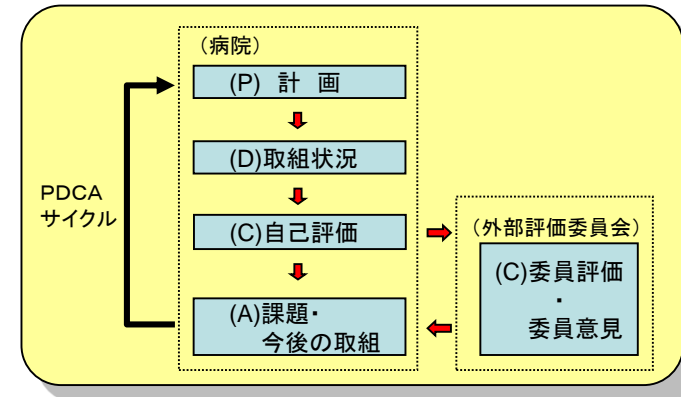
1 評価の考え方

広島県病院事業経営計画で定めた県立病院としての役割や具体的取組の進捗状況を総合的に評価する。

また、取組結果としての目標指標の達成状況を明らかにする。

2 評価方法

- (1) 評価は、①病院ごと、②「◎○△×」の4段階、③自己評価、④委員評価
- (2) 評価の補足として、意見を併記(病院：自己評価理由・課題、委員：評価意見等)
※委員意見は、評価・改善・計画見直しなど幅広く
- (3) 継続的な取組となるよう、(P) ⇒ (D) ⇒ (C) ⇒ (A) の手法を採用

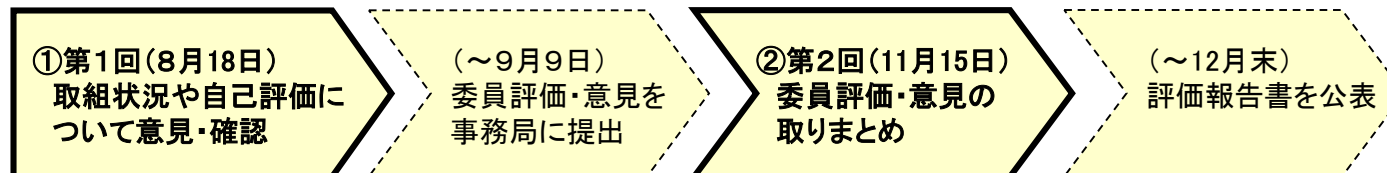


3 評価基準

取組方針ごとに、下記の区分により4段階で評価する。

区分	評価	評価の考え方
①計画どおり概ね順調である。	◎	計画の達成に向けた、具体的成果がある。又は目標を達成した。
②ほぼ順調である。	○	計画に対して具体的に取組んでおり、一定の成果が認められる。
③やや遅れている。	△	計画に対する取組はあるものの、まだ成果に現れていない。取組が不十分。
④かなり遅れている。	×	計画に対して取組が行われているとは言えない。消極的。

4 評価のスケジュール(案)



③令和2年度経営計画の取組状況に係る外部評価委員会での評価(抜粋)

(1) 評価結果の総括

令和2年度は、平成29年3月に策定した「第6次経営計画」の最終年度に当たります。

第6次経営計画では、「医療機能の強化」、「人材育成機能の維持」、「患者満足度の向上」、「経営基盤の強化」の4つの領域を取組の柱として定め、それぞれの領域については、多岐にわたって詳細な具体的取組項目と各項目について目標となる指標を設定しました。

県立広島病院は、広島県全域を視野に入れた基幹病院(三次機能病院)として、救急医療、脳心臓血管医療、成育医療、がん医療の領域を中心に、高度な医療提供機能を維持強化するとともに、臨床研修指定病院として、医師をはじめ県下で活躍する医療人材の育成に努め、医師が不足する中山間地域における地域医療の確保に取り組んでいることを確認しました。また、基幹災害拠点病院として、災害対応について院内での研修の実施に加え、県内の他の災害拠点病院のDMAT隊の育成や地区医師会での研修に講師を派遣し、コロナ禍にあっても継続して災害医療に貢献していることを確認しました。いずれの取組実績をみても、経済性を発揮しつつ、公共性を求めるという公営企業としての社会的な役割を果たしているものと評価しました。

県立安芸津病院は、感染症対策として対面を要する取り組みに制約を受けながらも、地域の中核的な病院として、地域包括ケアのモデル確立のために、在宅復帰や在宅支援の目標意識を明確にして着実に努力を積み重ねていると評価します。

さらに県立病院として、安芸津病院に求める機能と地元自治体で整備していく機能との役割分担を明確にし、その全体像の中で、強みのある分野に人員と機能を集中していくべきであり、地域の医療介護資源の全体像の中で病院の機能が適切に位置づけられ経営が持続できることを期待します。

最後に、両病院ともに新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の流行に際し、県の打ち出す政策に呼応し、県内医療体制の維持を視野に入れた活動がなされたことを高く評価するべきであるとの結論に至りました。今後も、広域での対応が求められる事態にあっては、その拠点としての役割を果たされることを期待します。

(2)各病院の評価結果

①-1 県立広島病院の評価

経営計画に係る取組状況については、令和2年度は16項目(うち評価対象は15項目)の取組のうち、『◎(計画どおり概ね順調である。)]と評価した項目は4項目となりました。

経営計画において重点取組項目として設定した、救急医療、脳心臓血管医療、成育医療、がん医療の強化については、新型コロナ対策に注力することが必要な状況においても、求められる機能が堅持され、概ね計画通りか計画を上回る実績に至った点を高く評価します。具体的には救命救急センターとして、三次救急患者を積極的に受入れ、新型コロナで影響を受けるとみられた救急医療体制を支えきりました。同様に、総合周産期母子医療センターとしても緊急受入やハイリスク分娩等へ対応していることなど、広島県の高度専門医療を担う基幹病院としての役割がパンデミック下でも十分に発揮できることを示しました。

新型コロナ対応については、県が打ち出す政策を率先して担う基幹病院としての役割が果たせたものと評価しました。上記の高度医療の機能維持と新型コロナ対策との両立という困難な目標を達成されたことは称賛に値するものと評価します。

収支面においては、コロナ対策についてはその経費が税によって賄われる一方、通常医療の機能を堅持できたことで経常収支の均衡が保てたものと考えます。このことは行政が直面する政策課題に対して、経済性を発揮しながら対応するという公営企業に求められる機能が存分に発揮された結果であると評価します。

将来的には、県全体も広島都市圏も、さらなる人口減少と高齢化は避けられないものとなっています。今般の感染症対策の経験を活かし、県の医療政策を率先して行う公立の医療機関として、大学病院や地域の医療機関との役割分担と連携を強化することにより、ポストコロナにおいても引き続き期待される機能を強化し、地域の医療提供体制の効率的な運用に貢献することを願います。

①-2 評価結果の内訳

ア 評価ごとの項目数

評価区分	委員会評価 ()はR元
評価結果『◎』とした項目	4項目(5)
評価結果『○』とした項目	11項目(7)
評価結果『△』とした項目	0項目(3)
評価結果『×』とした項目	0項目(0)
合計	15(15)項目

イ 取組方針ごとの評価

番号	取組方針	自己評価	委員会評価 ()はR元
1 医療機能の強化			
1	救急医療の強化	○	◎(◎)
2	脳心臓血管医療の強化	◎	◎(○)
3	成育医療の強化	○	○(○)
4	がん医療の強化	○	○(◎)
5	医療安全の確保	◎	◎(○)
6	医療の質の向上	○	○(○)
7	危機管理対応力の強化	○	◎(◎)
8	地域連携の強化	○	○(◎)
2 人材育成機能の強化			
9	医療人材の育成・確保	○	○(○)
3 患者満足度の向上			
10	患者満足度の向上・広報の充実	○	○(○)
11	業務改善	○	○(◎)
4 経営基盤の強化			
12	経営力の強化	○	○(△)
13	増収対策	○	○(○)
14	費用合理化対策	○	○(△)
5 決算、目標指標			
15	決算の状況	○	○(△)
16	目標指標の達成状況	—	—
総合評価			◎(○)

②-1 県立安芸津病院の評価

経営計画に係る取組状況については、令和2年度は13項目（うち評価対象は12項目）の取組のうち、『◎（計画どおり概ね順調である。）』と評価した項目は、無しとなりました。

人口が少子化と高齢化とを伴い減少する地域において、地域包括ケアシステムの拠点病院としての県内のモデルとなるべく、一定の医療水準を確保しながら、積極的に在宅医療を展開する具体的な取り組みが示されました。

また、全国的な新型コロナの流行への県行政の対応にも積極的に貢献したことも示されました。

新型コロナ対応では、地域に出向く上での相当の制約があったものと思いますが、職員の一人ひとりが感染について十分に注意を払いながら、求められる医療が展開されたものと高く評価します。

具体的には、新型コロナ対応について、感染症疑い患者受入協力医療機関の指定を受け、病床を確保しながら発熱外来の設置や院内検査の実施したことなどがあげられます。この経験が、県内の他の医療機関や介護施設にも提供されることを期待します。

収支については、新型コロナ対策経費は税の投入によってまかなわれたものの、それ以外、すなわち、従来から展開されている通常の医療や政策的な事業の収益獲得が十分とはいえず、収支均衡には至りませんでした。

立地地域の人口減少という構造的な要因があり、収益確保は困難を伴うと思われませんが、地域社会や地域住民を守るための公共インフラとして、経済性を求める姿勢を維持していただくことを希望します。

①-2 評価結果の内訳

ア 評価ごとの項目数

評価区分	委員会評価 ()はH30
評価結果『◎』とした項目	0項目(2)
評価結果『○』とした項目	10項目(9)
評価結果『△』とした項目	2項目(1)
評価結果『×』とした項目	0項目(0)
合計	12(12)項目

イ 取組方針ごとの評価

番号	取組方針	自己評価	委員会評価 ()はH30
1 医療機能の強化			
1	専門医療・政策医療	△	○(○)
2	地域包括ケアシステム構築への貢献	○	○(○)
3	医療安全の確保	○	○(○)
4	医療の質の向上	○	○(○)
5	危機管理対応力の強化	○	○(○)
2 人材育成機能の維持			
6	医療人材の育成・確保	○	○(○)
3 危機管理対応力と経営の効率化			
7	患者満足度の向上・広報の充実	○	○(◎)
8	業務改善	○	○(◎)
4 連携強化			
9	経営力の強化	△	○(○)
10	増収対策	△	○(○)
11	費用合理化対策	△	△(○)

5 決算、目標指標			
12	決算の状況	△	△(△)
13	目標指標の達成状況	—	—

総合評価			○(○)
------	--	--	------